

事例研究～中国ビジネス法務

(第63回)
23年間手つかずから一転、改正へ前進
中国不正競争防止法最新動向



北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

中国不正競争防止法は1993年の施行以来、すでに23年の月日がたっています。その間、独禁法の成立や商標法など知的財産法の改正が相次ぎ、法制度が徐々に整いつつある中、市場の競争秩序を律し商業賄賂などの違法行為を規制する不正競争防止法については何ら修正が加えられないままでした。そのため、多くの場面で、その「ロートル感」が否めず、現代社会の法律上のニーズに応えきれないものとなっていました。しかし、2月25日、中国国務院の法制弁公室がついに不正競争防止法の改正草案(以下、「草案」)を公布し、パブリックコメントを聴取し始めたのです。関心の高い分野なので、草案の重要な点について解説したいと思います。

◇現行法上の難題

現行法の内容は抽象的で企業にとって法運用が難しいものでした。

事例1：現地法人A社は、販売代理店の代表を日本への視察旅行に招待しようとしていた。費用は現地法人A社が支払うが、これは商業賄賂に当たるか。

→これは、現行法では具体的な規定がなかったものの一つであり、工商行政管理総局が公布した規則を踏まえ、商業賄賂に当たるかどうか確認する必要があります。しかしながら、その規則にも不明確な部分が多いのが現状です。

事例2：日本のB社が所有していた中国で知名度の高い「S商標」を、中国の企業が社名として登録し、B社の取扱商品に類似した商品にこの商標が使用されていた。どう対応すべきか。

→現行法ではこのような状況に適用できる規定が設けられていませんでした。

◇草案の主な修正内容

上述のような現行法の穴を埋めるため、草案では大幅な修正が行われています。条文数でいえば、33条から35条と2条しか増えていませんが、30条に及んで内容が大幅に追加され、全体として大きく変更されています。

1. 不正競争行為に関する規定の増設、より詳細な規定に

(1) 商業上の標章に対する侵害

他人の商品名称、包装、形状、商標、商号、ドメインなどの価値ある商業上の標章を無断に使用する行為について明確に規定しました。

(2) 相対的な優越的地位の濫用

これは新設された不正競争行為の類型です。日本の独禁法上の「優越的地位の濫用」と似た概念であり、中国独禁法の「市場支配的地位の濫用の禁止」についての規定を補充し市場の競争秩序を守る役割を果たします。

(3) 商業賄賂行為

現行法の規定が抽象的であったため、草案では概念を定義し、具体的な事例を条文に盛り込みました。現段階の草案の事例はまだ単純なものが多く、今後の改正までのプロセスで明確化されるのかもしれない。

(4) IT技術を用いた不正競争行為

インターネット技術やアプリケーションを用いてユーザーの選択や他の経営者の正常な経営に影響を与える行為も、今後は不正競争行為となります。インターネット経済の発展に適応するためには、こうした規制を設ける必要があると考えます。

これ以外にも草案では、営業秘密の侵害、虚偽の事実の流布、販売促進行為、信用棄損行為、談合などの行為に対する規制の条項が定められました。

2. 法執行機関の統一、法執行の強化

草案は、工商行政管理機関を本法の法執行機関とすることを明確に規定し、現場調査、当事者への質問、企業資料の提出要求や財産の差し押さえなどの行政調査の手段を大幅に強化しました。

3. 法的責任の強化

現行法では、行政処分が軽いために違法コストが低く、法の抑制力が小さいことが問題となっていました。そのため、草案では、違法行為の法的責任を重くしています。

(例)

(1) 他人の商業上の標章に対する冒用行為

10 万元から100 万元の法定罰金処分に関する規定を新たに設け、現行法の「違法所得基準」の罰金額確定の難しさをカバーしています。

(2) 商業賄賂行為

罰金額について「1 万元以上20 万元以下」との規定を「違法営業額の10 %から30 %」と修正し、違法営業額に応じて罰金額を定められるようにして巨額の罰金が科される可能性を規定しました(独禁法と同じ方法です)。

◇今後の不正競争防止法の運用

不正競争防止法は、独禁法や商標法などの知的財産法と併せ、市場の秩序を律するための法体系を構成しています。改正後には、この法体系も大きく変化し、市場によりよい秩序をもたらすでしょう。日系企業の皆様には、自社の利益を侵害する行為には改正法に基づく強い対抗措置を講じるとともに、企業自身は違法行為を犯すことのないよう改正法を順守され、適切に対応すべく準備を進めることをお勧めします。

北京・天津

天津市、20 年までに「エコ製造業モデル区」5カ所

中国天津市は2020 年までに市内でエコ・新エネルギー産業の発展を目指し、工業団地5カ所を「エコ製造業モデル区」として確立する計画だ。浜海時報が7日伝えた。

5カ所は南港化学工業地区、臨港設備製造産業区、臨空航空産業区、子牙循環経済産業区、北辰ハイエンド設備産業区。自動車や電子製品、通信関連、大型設備などの分野で「モノのインターネット」やビッグデータなどを活用したエコ型産業チェーンを構築し、同市の工業をレベルアップさせたい考えだ。(時事)

EU企業、天津の持続可能な発展に向け「提言書」

中国天津市に進出するEU(欧州連合)諸国の企業で組織する「中国EU商会」がこのほど、天津市のビジネス環境を分析し、持続可能な発展を促すための「提言書」を発表した。東方財富網が7日伝えた。

提言書では、天津が2020年までに「中国北方経済の中心地」や「エコ都市」「国際的な港湾都市」となるとの目標実現を手助けするため、空気の質や交通システムの改善や外国人の労働許可に関する手続きの簡略化、立法の透明性を確保することなどを提案した。(時事)